

宝塚市緑の基本計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市緑地法第4条第1項の規定に基づき、宝塚市緑の基本計画（以下「計画」という。）の改訂案の策定に関して、専門的知識、その他の見地から必要な助言等を行う組織の設置を定めるものである。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、宝塚市緑の基本計画検討委員会（以下、検討委員会という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の改訂案の骨子の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の改訂に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 検討委員会は、委員10人をもって組織する。

- (1) 知識経験者 3人
 - (2) 市内の公共的団体等の代表者 4人
 - (3) 関係行政機関の職員 1人
 - (4) 公募による市民 2人
- 2 委員が欠けたときは、その都度補欠委員を委嘱することとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成34年（2022年）3月31日までとする。

(会長等)

第6条 検討委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、検討委員会を代表し、会務の円滑化にかかる調整を行う。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第7条 検討委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の代理出席)

第8条 第4条(3)に規定する委員は、その所属する機関の職員を代理人として出席させることができる。

(庁内検討委員会)

第9条 検討委員会に、市行政内部の意見の調整を図り原案を行う組織として庁内検討委員会を設置する。

(庶務)

第10条 検討委員会の事務を処理するため、事務局を都市安全部生活安全室公園河川課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

(会議の公開)

第12条 検討委員会は原則として公開する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年(2019年)7月1日から施行する。